

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【11】

2. 日時：令和3年10月28日 10時00分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

岩崎安全審査官、藤田審査チーム員、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のナカムラ図それらの通信連絡設備のヒアリングを開始したいと思いますので説明をよろしく申し上げます。
0:00:08	中国電力のタカトリです。本日を施設共通説明書のうち通信連絡設備に関する説明をさせていただきます。まず本日の進め方でございますが、提出資料提出資料は4種類ございます。地方の先行審査プラントの記載との比較表を用いまして、
0:00:27	当社の採用を中心に御説明してですね、必要に応じてこの説明資料で御説明させていただきたいと思っておりますけれども、そういった進め方でよろしいでしょうか。どうぞ。
0:00:41	規制庁なんかまずはいそう説明進め方で大丈夫ですよろしく申し上げます。
0:00:46	中国電力のタカトリでございます。ありがとうございます。それでは説明者の方から提出資料の確認からさせていただきます。
0:00:56	中国電力の松本でございます。それでは、資料確認をいたします。まず説明書の資料番号NS2.1038 続いて、その比較表。
0:01:11	NS2.1038 学校費
0:01:16	続いて、工事計画に関わる説明資料、NS2 歩 009、最後に図面ですが、NUS 2.600106 以上4冊でございます。資料でございますでしょうか。
0:01:34	規制庁流して大丈夫です。よろしく申し上げます。
0:01:39	中国電力の松本です。了解しました。それでは比較表、ANS2.1038 括弧日こちらを用いて説明いたします。それでは資料めくってもらいまして2ページをご覧ください。
0:01:57	こちら資料の目次となっております。まず資料真ん中の辺り、島根の3.1. 5、それから3.1. 6、この間に空白がございます。こちらが相違点で5ありまして、
0:02:15	島根は他社と同じ設備がありませんで、類似した設備としまして、備考欄に有線式通信設備を記載して相違点として記載しております。
0:02:27	続きまして、3、3.2. 13.2. 3。
0:02:34	でございます。こちらは設備の相違としまして、島根2号機は通信連絡設備、発電障害量としまして、
0:02:46	使用するという事で相違点として記載をしております。
0:02:50	続きまして、3.2. 5、こちらですけれども、島根2号機は該当する設備を設置するという事で相違点として記載をしております。
0:03:04	／。
0:03:05	2ページは以上でございます。
0:03:08	3ページも、特にございません。それぞれでは4ページをご覧ください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:16	島根の 2.2 項のところ、設備の相違として記載しております。
0:03:24	下から 2 行目、ERSSほぼ時記載がございます。当島根 2 号機はSPD、緊急時対策所の設置しておりますSPDS伝送サーバからERSSデータセンター、それから本社へ伝送しますので、
0:03:41	そういう点として記載しております。
0:03:46	4 ページは以上です。続いて、5 ページをご覧ください。
0:03:56	上から 2 行目電力保安通信用電話設備のところ線を引いております。こちらの相違点としましては、島に 2 号機は、通信連絡設備発電所外用の電力保安通信用電話設備を
0:04:13	専用回線に接続するというので、相違点として記載しております。
0:04:21	5 ページは以上となります。続いて、6 ページをご覧ください。
0:04:27	6 ページの始まり上の辺り空白がございます。こちらが相違点として、島根を島根は単号機申請でございますので、外貨該当する記載がございません。そのため空白となっております、
0:04:42	相違点として記載しております。
0:04:46	続きまして、
0:04:49	真ん中の辺りこの備考欄真ん中の辺りにあります。設備の相違でございます。
0:04:54	こちらですけれども
0:04:59	すまんで柏崎で言いますと、2 段落目の 7 行目に線を引いております。
0:05:07	島根島根の設備の場合ですと、原子炉建物で使うということで考えておりますので、設備の相違として記載しております。その下が同じく、①の相違としてございますけれども、
0:05:28	島根としては、同じ説明ではございませんで、類似した設備として優先指揮通信設備を記載して相違点を記載してございます。6 ページは以上です。
0:05:43	続いて 7 ページを説明いたします。
0:05:49	東海第 2 の 5 行目、こちらに下線を引いてございます。島根 2 号機は
0:05:56	充電式電池を使用する可搬型の設備を緊急時対策所に配備しておりますので、相違点として記載してございます。
0:06:06	続きまして、
0:06:10	備考欄のところですね、二つ目の設備の相違でございます。所こちらも説明しておりますので割愛いたします。続きまして、
0:06:21	最後の設備の相違でございます。こちらも説明済みでございます。5 号機の区分けなく単号機申請をしております、5 号機のこう分けなくと記載をしております、設備の総相違点として記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:39	7 ページは以上です。
0:06:42	続いて 8 ページ目をご覧ください。
0:06:45	島根の欄ですね、2 段落目の 3 行目、こちらに下線を引いております。
0:06:53	島根としましては、緊急時対策所からも傾向を行うことが可能としておりますので、そういう点として記載してございます。8 ページ目は、以上です。続いて 9 ページ目をご覧ください。
0:07:08	備考欄の下の辺りに相違点として記載してございます。東海第 2 の下から 2 行目に線を引いております。
0:07:19	こちら、すでに丸の⑦の総意として説明をしておりますので割愛いたします。
0:07:29	続いて 10 ページ目をご覧ください。
0:07:35	島根の 3 段落目に線を引いてございます。
0:07:39	そう。
0:07:40	島根 2 号機は無線通信設備固定型を設置しております、重大事故対処設備として使用する、します、しますので、そういう点として記載をしております。
0:07:51	その下の運用の相違でございます。
0:07:56	東海第 2 の
0:07:59	3 段落目の下から 3 行目に行目辺りに、防ごう引いてございます。こちらも説明済みですので割愛いたします。
0:08:10	続いて、
0:08:13	設備の相違でございますが、こちらもう説明済みですので割愛いたします。
0:08:21	11 ページ目をご覧ください。
0:08:26	一段落目、それから 3、その次の 3.16 孔の間に大きく空白があいてございます。こちらが相違点でして、Aとした説明先ほどしておりますけども、
0:08:41	島根同じ設備がなく、類似した設備として、①の相違ということでそういう点を記載してございます。
0:08:49	12 ページ目をご覧ください。
0:08:54	こちら、3.2 項のところ島根
0:09:00	4 行目から線を引いており、おります。島根 2 号機は通信連絡設備、消火発電所外用として電力保安通信用電話設備、局線加入電話設備を使用しますので、相違点として記載しております。
0:09:16	清掃した設備の相違でございます。こちらちょっと一行ずれているんですけども、このページに収めるために、ちょっと履いてずらしておりますのでご了承ください。
0:09:27	こちら④の総意として説明しておりますので割愛いたします。
0:09:35	それでは 13 ページ目をご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:39	島根の 2 行目、真ん中辺りに無線系と記載してございます。こちら島根 2 号機は、通信連絡設備発電所外用とも扇形の改善も使用しますので、設備の相違として記載してございます。
0:09:56	続き、
0:09:58	続いて、設備の総合相違⑤の相違ですけども説明済みなので割愛いたします。その下、設備の相違、③の相違も説明済みのため割愛いたします。
0:10:12	その次の設備の相違でございます。
0:10:19	島根 2 号機としてはですね、通信連絡設備発電所外用の電源としまして、
0:10:29	説明文書に記載してございます。非常用所内電源設備または無停電電源装置充電機構を含む。
0:10:38	2 接続または充電式電池を使用することとしておりますので、相違点として記載してございます。
0:10:45	その下、設備の相違、④の総意として説明済みですので割愛いたします。
0:10:53	13 ページ一番下の運用の相違でございます。
0:11:00	柏崎の下から 3 行目に線を引いてございます。この業界、
0:11:09	このAcページが発電所外用の説明をしている。
0:11:15	時となっております。すいません。
0:11:19	はい。
0:11:20	失礼しました。島根 2 号機は、衛星電話設備の固定型を中央制御室が設けております。／設備あるので、所外通信することは可能でございます。ですが、運用としまして、緊急時対策所から所外へ
0:11:37	通信連絡するということで考えておりますので、
0:11:42	こちら、豊島の記載してございません。
0:11:47	13 ページ目、以上でございます。続いて、14 ページ目に
0:11:52	14 ページ目をご覧ください。
0:11:55	島根の 2 段落目と 3 段落目の間ですね、少し空白があいてございますが、こちらがそういう点でございます。単号機申請のためということで説明済みですので割愛いたします。
0:12:11	1 人しました。その一つ前に、
0:12:15	④の相違としましてええとする。
0:12:18	設備の相違を記載してございます。説明済みですので割愛いたします。
0:12:24	それでは一番懇 14 ページ目の三つ目の相違点として設備の制約さうよう記載してございます。
0:12:32	東海第 2、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	3 段落目下から 2 行目、日程と下線を引いております。そう説明済みですので割愛いたします。
0:12:45	一番下設備の相違でございます。こちら説明済みですので割愛いたします。
0:12:54	15 ページ目をご覧ください。
0:13:00	2 段、2 段落目、通信連絡設備が始まるところに下線を引いております。こちら説明済みですので割愛いたします。
0:13:10	で、3.2. 1 項これ丸々下線を引いておりますけども、設計
0:13:20	前段で説明しておりますので割愛いたします。
0:13:24	3.2. 2 項でございます。そういう相違点でございます。
0:13:30	答申案の 1 行目の終わりごろから一般送配電事業者が提供すると記載がありましてそこに下線を引いております。そういう点としまして、島根 2 号機は、一般送配電事業者設定が回線を敷設するということで相違点として記載してございます。
0:13:49	ここで瘻性がありますので、説明いたします。今の相違点の中に、一般送配電事業社を書いておりますその後ろの設備、こちらが不要でございます。訂正いたします。
0:14:07	続きまして、さあ、その下の相違点でございます。島根 2 号機は有線系回線というものを記載してございますが、使用する改善が異なりますので、そういう点として記載してございます。
0:14:22	15 ページ目は、以上です。16 ページ目をご覧ください。
0:14:31	1 行目、3.2. 3 局線加入電話設備とそちら規定下線を引いております。説明済みのため割愛いたします。
0:14:41	続いて 3.2. 4 項専用電話設備でございます。こちら島根の欄、発電所と本社、本社のところの下線を引いております。相違点としまして、島根 2 号機は本社にも通信専用電話設備で通信連絡することが可能ですので、
0:15:01	相違点として記載をしております。
0:15:03	続きまして、3.2. 4 の項の 2 行目の真ん中あたりから一般送配電事業者というところで線を引いております、こちら、先ほど説明済みですので割愛いたします。
0:15:17	3.2. 4 項の 2 段落目でございます。
0:15:23	2 段落目の 2 行目の真ん中辺りから電源のところ下線を引いております。
0:15:28	こちら先ほど説明しておりますけども、島根 2 号機は通信連絡設備発電所外用の電源として、非常用所内電源設備または無停電電源装置給電を含むに接続するというので、
0:15:43	相違点として記載をして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:46	それから、
0:15:50	続いて 3.2. 5 項の衛星電話設備、社内向けでございます。こちら、
0:15:58	島根が該当設備を設置するということで説明済みですので割愛いたします。16 ページ。説明以上でございまして 16 ページも形成が 1 ヶ所ございます。
0:16:10	1、
0:16:12	備考欄の装荷もそういう点でエース三つ目に、設備の適正化と記載してございますが、こちらの適正化というのがぼ次回誤記でして、設備の相違でございます。
0:16:26	訂正いたします。
0:16:30	16 ページ目は以上です。17 ページ目をご覧ください。
0:16:39	3.2. 6 項、真ん中辺りに空白がございます。
0:16:43	こちら、先ほど衛星電話設備の説明しておりますけども、島根は衛星電話設備を中央制御室を設置しておりますが、おりますので障害のれん通信連絡をすることは可能ではございます。
0:17:00	ですが、運用として緊急時対策所から発電所外へ漏えい通信連絡するっていう考えですので、国庫こちらは記載してございません。
0:17:11	16、失礼しました。17 ページ目、以上です。
0:17:16	18 ページ目をご覧ください。3.2. 8 校データ伝送設備のところ営巣⑧の相違となっておりますので割愛いたします。
0:17:27	続いて 19 ページ目でございます。19 ページ目も、二つ目の段落、2 行目等と記載ございまして、④の相違で説明しておりますので割愛いたします。
0:17:39	文書の説明は以上になります。この後は図表の説明に移ります。
0:17:45	20 ページをご覧ください。
0:17:49	各社の低単線結線図を示しておりますので、補正への電源の構成が異なりますので、相違点として記載をしております。
0:18:02	21 ページ目をご覧ください。
0:18:05	21 ページ目、先ほどの 20 ページ目原子炉建物が中央制御室といった建物側の断線結線図でございました。21 ページ目は緊急時対策所の単線結線図でございますが、こちらも同様に各社
0:18:22	電源の構成が異なりますので、電源構成の相違ということで記載をしております。
0:18:28	続いて 22 ページ目をご覧ください。
0:18:34	衛星電話設備の概略構成図でございます。こちらに総医研として記載しましたのは、島根 2 号機は緊急時対策所に訂正電話設備の固定型を設置しておりますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:50	お金こんする際はここへの作りに耐震性を確保しておつくり固縛してありまして、使用の際は、その固縛した机から運搬して電話線など接続して使用するということにしておりますので層位として
0:19:08	記載をしてございます。
0:19:10	22 ページ目が以上です。23 ページ目をご覧ください。
0:19:15	23 ページ目でございます。23 ページのですけれども、
0:19:22	一つ目のそういった④の総意として記載しておりますので割愛いたします。二つ目のセ相違点⑧の相違としておりますので割愛いたします。
0:19:34	三つ目の相違でございますけれども、島根はAと緊急時対策所から伝送するという
0:19:44	構成になっておりますのでそういう転倒して
0:19:47	記載をしてございます。四つめですけれども表題に下線を引いてありまして、
0:19:56	伝送路や設備構成の相違ということで、そういった点として記載をしてございます。この 23 ページを訂正箇所が幾つかございますので、説明いたします。
0:20:08	表ですけれども、比較表のちょっと小さくて見えて見えづらいのですが、の真ん中にですね。ええと緊急時対策所に設置しました。いつSPDS電送サーバーがございませぬ。
0:20:24	規制庁ナカムラですすみません説明書のほうでちょっと見せて見させてもらってもよろしいですか。
0:20:32	中国電力マツモトです。ええと承知しました低透水少々お待ちください。
0:20:41	説明書A. 1038 の資料の 10、5 ページをご覧ください。
0:20:52	はいだけです。
0:20:55	はい、承知しました。それでは 15 ページをご覧ください。図もですね。
0:21:01	エイズ映像簡単説明しますと左半分が志賀原子力発電所を枠で囲っております。その中に、原子炉建物や廃棄物建物が左側に書いてありまして、右側に緊急時対策所が没水二重線で記載してございます。
0:21:18	その緊急時対策所の中にパソコンのようななんですけれども、ええとSPDS伝送サーバが記載してございまして、そこから矢印が何本か出てありまして、いわゆるウェイ保管矢印の先に
0:21:37	防護装置と記載がございませぬ。もう
0:21:42	えーとですね、二重線で囲まれてる統合原子力防災ネットワーク版というものがございまして、その中に道路装置がございませぬ。その防護装置は、今このネットワーク盤に含まれている記載になっておりますけれども、
0:22:00	含まれていないのが正解ですので、こちらちょっとネットワーク版の二重線の枠囲みのほうでちょっと訂正をしたいと考えております。次に等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:17	SPDS伝送サーバから、名右上に少し移動していただきますと、光ファイバー通信伝送装置がございます。先ほど説明した防災ネットワーク盤の下に記載してございます。
0:22:34	こちら光ファイバ通信伝送装置ですけども、太枠で囲った耐震性ありなしを示している枠の外に書いてあるんですけども、こちら枠の中に含めるのが正解でした。
0:22:50	ですのでこの学部を訂正したいと考えております。
0:22:56	済みの訂正箇所は以上になります。
0:23:06	事前の説明になりましたのでちょっとわかりにくかったかもしれませんが、
0:23:10	訂正箇所をわかりましたでしょうか。
0:23:25	はい、とりあえず修正範囲はわかりましたので大丈夫です。
0:23:30	中国電力の松本です。了解しました。それでは説明に戻りたいと思います。それが比較表をご覧ください。
0:23:39	図の訂正箇所を説明いたしました。あと1ヶ所ですね、訂正箇所がございます。備考欄の総医研ですけども、一番下の設備の相違でございます。バーター免震というか言葉がございます。
0:23:56	免震の新門司が誤っておりましたので訂正いたします。
0:24:01	23 ページは以上でございます。24 ページをご覧ください。
0:24:09	真ん中あたりから表 3-1、通信連絡設備の主要設備一覧ということで、コスト設備がどのような設備があり、その子数やその場所というのが記載している表でございます。
0:24:25	各社、COSMOや場所っていう配備場所が異なりますので、御意見として記載してございます。
0:24:32	続きまして、
0:24:37	設備の相違ですけども、⑥の相違としておりますので割愛いたします。
0:24:44	25 ページ目をご覧ください。
0:24:47	25 ページ目も、先ほどの主要設備一覧、これが 6 号の 1 から 6 分の 6 までありますので続きでございます。
0:24:54	そう意見としまして、コスト場所が止まっているということで記載してございます。
0:25:00	その次の設備の相違も⑥ということで記載しておりますので割愛いたします。
0:25:07	三つ目の記載の相違としておりますけども、
0:25:14	島根 2 号機はA社、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:17	設置許可の審査においては、手配した個数を〇〇記載しておりましたので、10、補足説明資料にも、資料があるのですけれども、重大事故シーケンスにおける
0:25:33	必要個数を踏まえまして、
0:25:38	必要個数及び自主という形で可搬設備の個数の皆内訳の見直しを行い、行っておりまして、それを来A*のように記載してございます。
0:25:51	その見直しに伴いまして他社と相違が出ておりますので、書替記載の相違ということで、備考欄記載してございます。
0:26:03	25 ページ目は、以上です。続いて 26 ページ目にも 26 ページ目をご覧ください。
0:26:13	表設備一覧の 6 分の 3 が記載してございます。こすると場所の相違でございます。
0:26:19	三つ、二つ目の設備の相違ですけども、⑥の相違ですので割愛いたします。
0:26:25	その次の島根の記載でアスタリスクの 3 アスタリスクの 4 ですけども、先ほど説明しましたように、内内訳を見直しておりますので、記載を設置許可とちよっと若干記載が異なっております。
0:26:41	で、他社とそういう出ておりますので、そういう点として記載をしてございます。
0:26:46	続きまして、3 のうちの表 3-1-4、6 部門でございます。個数と場所の相違でございます。
0:26:56	基づき、このページ最後ですけども、設備の相違としまして、⑥の相違がございまして割愛いたします。
0:27:09	27 ページ目をご覧ください。今日 3-1-6 分の 5 でございます。個数の場所の相違を記載してございます。それから他社と相違が記載している設備の相違がございまして②とそういう
0:27:24	記載をしてございます。
0:27:28	続きまして、六つの設備の相違でございます。
0:27:32	シマノは電力保安通信用電話設備を庄内発電所内用発電所外用として使用しますので、注記を記載しておりまして、他社との相違ということで記載しております。
0:27:47	四つ目の設備の相違ですけども、⑥の相違ですので割愛いたします。
0:27:54	28 ページ目をご覧ください。
0:27:57	表の 3 分の 1、6 分の 6 でございます。個数と場所の相違ということでそういう点記載してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:05	二つ目の相違ですけども、区新値区島根がですね。*3倍したリスクの4で空白がございます。これが相違点でして、⑥の総いたしておりますので割愛いたします。
0:28:18	*のA4のところ下線を引いておりますけども、先ほど説明いたしましたように、内訳の見直しをしております。
0:28:29	タスクで他社と大きく相違は出ておりますので
0:28:33	そういう点に記載してございます。
0:28:38	29ページ目をご覧ください。
0:28:41	表3の表の3-2通信連絡設備の耐震性でございます。29ページと20、30ページ、2分の1に分の2ということで構成しております。こちら設置許可申請書可能設置許可の審査資料に記載しております内容と同じでございます。
0:29:01	設備の相違としましてええと①ということで、割愛いたしますので、もう一つの相違点としまして、島根2号機は無線通信設備固定型を設置しておりますので、そういう点として記載してございます。
0:29:17	29ページ目は、以上です。30ページ目をご覧ください。
0:29:21	こちらが耐震性の表の2分の2でございます。
0:29:26	中期のアスタリスクを記載してございます。こちらもこの表も設置許可の審査資料と同じでございます。
0:29:34	*9*ですけども、
0:29:39	耐震性のあるものを分けて記載して対応しているという考えがありまして、機能維持する設備について記載をしたということで、そういう点記載してございます。
0:29:52	続いて31ページ目を
0:29:55	ご覧ください。
0:29:58	まず設備の総合一つ目の設備の相違ですけども、こちら訂正がございますので説明いたします。
0:30:06	設備の相違で2行目に、柏崎7と記載してございますが、会社会的なだけではなくて、東海第2も、副含まれますので、柏崎7款東海第2と記載いたします。
0:30:23	では説明に戻ります。
0:30:26	こちら各社回戦が違った改正の種別が異なりますのでそういう点として記載してございます。
0:30:32	注記のところ、*の3、島根のところに線が引いております。
0:30:37	②と相違としか記載しておりますので、説明割愛いたします。
0:30:43	続きまして32ページをご覧ください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:49	こちらにも設置許可の審査資料から記載している資料でございます。プラントパラメーターの一覧でございます。
0:30:59	そういう点としましてはええとSPDSパラメーターの一覧表に有効性評価で事象進展の判断で用いるパラメーターを網羅的に含まれていることを記載しております。
0:31:10	パラメーターに差異はございますが、必要なデータを伝送する点では同様でございます。
0:31:19	このパラメーターの表ですけれども、基本設置許可段階と同じでございます。変更があったところ、
0:31:29	御説明したいと思います。当 7 分の
0:31:36	4 の表になりますので、35 ページをご覧ください。
0:31:51	失礼しました、ちょっと表現ちっ小さいので、説明書のほうで説明をしたいと思います。A. 1038、ご覧いただけますでしょうか。その資料の 29 ページ目になります。
0:32:22	大丈夫です。はいどうぞ。
0:32:24	はい、承知しました政党こちら側の表 3 万円の 7 分の 4 でございます。表の左の目的欄含ま一番原子炉格納容器内の状態確認、このいらんのですね、一番下、
0:32:41	ドライウェル水位を格納容器底面クラス 3 の 9 メートルと記載がございまして、こちら、設置許可の際はですね、1 メートルと記載しておりましたが、その後見直しをしております、
0:32:57	プラス、コンマ 9m としております。こちらにつきましては、計測制御側の説明で、別途説明をいたしますので今回は割愛いたします。
0:33:15	ここの表の変更した箇所は以上でございます。引き続き比較表で説明をいたしますので比較表をご覧ください。
0:33:26	36 ページ目をご覧ください。
0:33:35	一つ目の設備の相違はもう説明済みですので割愛いたします。
0:33:41	二つ目の相違としまして、
0:33:44	コミュニティ * 3 のところ、火線引いております。シミズ号機は SPDS データ収集サーバを介さずに直接緊急時対策所にデータを伝送するっていうことにしておりますので、そういった検討して記載しております。
0:34:00	このページ訂正がございまして、説明いたします。継ぐのアスタリスクの 3 の 1 行目の真ん中辺り、無線回線と記載がございまして、この * の三番ですね、表の中のモニタリングポストと可搬式モニタリングポスト、あと可搬の気象

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:19	に対して*3をつけておまして、ここを正しく説明しますと、モニタリングポスト無線であっているんですけども、可搬は延性を使っておりますので
0:34:35	ちょっと間違いがございましたので、正しくわかるように記載を見直しいたします。
0:34:44	36 ページ目は、
0:34:46	以上です。あとは同じ説明が続いておりますので、説明は割愛いたします。
0:34:59	比較表の説明は以上になります。
0:35:07	補足説明資料なんですけども、比較表等住区した箇所が多くあるんですが、一部補足説明資料にしかない記載もございますので、説明をしたいと思えます。それでは資料、ほぼ 009 をご覧ください。
0:35:29	2 ページをご覧くださいませでしょうか。
0:35:35	こちらが設備の一覧でして、比較表の表等来内容同じでございます。表の右側、写真が追加されているというところが異なっているというところがございます。
0:35:51	で、5 ページをご覧ください。この一覧の表の 5 分の 4 でございます SPDS パラメーターの説明をしているページでございます。写真の欄、真ん中辺り、
0:36:08	ピンクの受振のアンテナが
0:36:13	貼り付けてあるんですけども、こちら詳細設計中ということもありまして、
0:36:19	ちょっとここだけ、このイラストで張りつけをしております。
0:36:28	続いて 7 ページをご覧ください。こちらは
0:36:34	いう線引き通信設備の接続する例を示してございます。当有線式通信機器中計行動専用接続端子間写真がありましてそれぞれがどう伝わるかというのを示しております。
0:36:50	続いて 8 ページ目をご覧ください。先ほど
0:36:55	一覧の説明をしましたが、あちらはあの発電所内用でしてこちらが発電所外用となっております。
0:37:02	こちらの中は同じ評価表は同じなんですけども写真が追加されております。
0:37:13	続いて 12 ページ目をご覧ください。
0:37:18	こちらの 3 ポツですけれども、こちらの表も比較表にございます。この表の右、右側にですね、右から二つ目必要回線容量、それから一番右の回線容量、こちらが、
0:37:33	追加された形の表となっております。
0:37:41	では 14 ページ目をご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:45	こちら設置許可での審査費用と等も同じでございますが、受重大事故時に必要な通信連絡設備が数量としまして、14 ページ目が、有線式通信設備、15 ページ目が、無線通信設備を用いた場合の必要個数を
0:38:05	記載してございます。
0:38:08	続いて 16 ページ目をご覧ください。
0:38:12	こちらの通信連絡設備が接続する無停電電源の仕様ということで、17 ページ、18 ページ目に比較表で燃えも御説明しました単線結線図に丸の数字、四角のすぐ四角で囲った数字というのを記載しております、
0:38:31	それが 16 ページ目の左側の比較表の左側の四角の 1230-1 から 65 までとひもづけをした形になっております。それぞれの容量に対して保証する時間が
0:38:47	幾らかっていうのをこちらの 16 ページに記載してございます。
0:38:53	動いて 20 ページ目をご覧ください。こちらも比較表に記載、説明している表と表と基本的には同じでございます。追加している箇所がございまして表の右側、耐震の耐震性、
0:39:10	右から三番目の基準規則等への適合に必要な主要パラメータということでこちらの 2 列を追加した表になったと追加した表としております。
0:39:25	続いて、
0:39:28	最後のページで 32 ページ目をご覧ください。
0:39:32	こちらが無線通信設備の使用可能範囲と使用範囲ということでして、表の中でモニタリング。
0:39:42	そうすると、それからアクセスルートの周りに
0:39:49	次の通信が可能だということを示して図示しております。
0:39:54	補足説明資料は以上でございます。
0:39:57	最後に、エイズ図面の説明をいたします。600106 をご覧ください。
0:40:12	こちらあの各建物にどのような通信連絡設備を設置し、どこに設置しているかっていうのを示して図で図でございます。湖東割愛いたしますがこの資料で訂正箇所が 2 ヶ所ほどありますので、
0:40:29	説明いたします。28 ページ目、29 ページ目をご覧ください。
0:40:44	こちら A と A28 ページ 29 ページとガスタービン発電機建物の図面でございます。資料右上本意を示す矢印がございまして。ええとガスタービン発電機建物はマキタを
0:41:02	マキタではなくてや、やや東にも言った北東に向いた形になっておりますので、この方位の矢印は正しくはやや左に傾いた。
0:41:18	が正解でございます。ですのでこちら 28 ページと 29 ページのほうよ訂正いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	通信連絡設備の説明は以上でございます。
0:41:42	はい、ありがとうございました。規制庁の中村さんがございました。こちらから何か質問を終わります。
0:42:00	規制庁イワサキです。
0:42:02	比較表のちょっと7ページの一番土等なんですけど。
0:42:10	ここだけでなく避難国家にやってみられる記載ないけれども、
0:42:15	大きな空気なく通信連絡する設計とするっていうのを御説明で単号機申請なので、
0:42:25	というふうに
0:42:27	御説明いただいたんですけど。
0:42:37	この単号機申請なのにあえて号機を区分けなく通信しますっていうのはこれは何かなぜあえて書いた補助
0:42:46	説明いただいてもいいですか。
0:42:52	はい、中国電力の松本です。号炉の小分けなくと記載しましたのは、
0:42:59	3号機申請ですので島根2号機に必要な要領というのは確保しております。その上で安全性の向上を図ることができるので、後こだわらずに、合金こだわらずに使用できると考えて記載してございます。以上です。
0:43:48	規制庁イワサキです。そういうのは、2号機の部分を確保できていて、
0:44:03	なんていうかそういう余剰分というですか。
0:44:09	そういうのは、
0:44:11	これは一部大手も3号でも使う。
0:44:15	いるんですよという意味ということですか。
0:44:30	中国電力の松本です。中央制御室Ahも共用しておりますし、緊急時対策所、こちらにも申請しておりますけども、将来的な三本使うっていうことでもありますんで、僕も確保した上で、使えたらええ。
0:44:47	使えるということでございます。以上です。
0:45:30	規制庁イワサキです。だからいいですかね、その2号だけに限定するものではないですよっていうことが言いたくてこういう記載になっている。
0:45:40	っていうことでいいですかね。
0:45:52	はい、中国電力の清水です。設置許可のときにもですね、一応緊急時対策所を丁寧に申し上げるんですが、一応衛星電話設備の固定型とか、それが共用により悪影響を及ぼさないように必要な容量を確保するとともに、号炉
0:46:12	幕開けなく通信連絡が可能な設計とするというような説明をさせていただいてますので、後任の説明資料においても同様な記載とさせていただいております。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:31	景気をイワサキずわかりましたすいませんありがとうございます。
0:46:35	規制庁ナカムラですとそうなところの
0:46:40	そういう理由として、2号機が単語申請だから、
0:46:47	書いてあるけど、それと大きな声かけなく通信連絡する設計とするっていうのはある意味、そのリンクはしてないと、そういう説明を拾ったんですけど、そこら辺はいかがですか。
0:47:07	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:47:32	はい、中国電力の清水です。実際というか共用のような形にはなるんですが、単号機申請ということで、このような記載となっております。
0:47:48	ですので相互のプラント状況とかですね、運転員3とかの緊急時対策要員、
0:47:56	必要な情報を共有考慮しながら総合的な管理を行う行いまして安全性の向上を図る設計ということで、2号の単独申請ということで号炉の区分けなく通信連絡が
0:48:14	可能となるような、そういうような記載をさせていただいてます。
0:48:18	以上です。
0:49:03	規制庁中村です。6ページにある
0:49:09	東海第2の間違いでしまえ2号機は単独申請で以下録音相違ってというふうに書いてあるんですけど、ここのページ、出資以降の間違いというのはその遠いだと思うんですけど。
0:49:22	先ほどの7ページのところは、やはり3号機申請というのと、
0:49:29	或いはご協議通信連絡設計とするっていうのはその6のそういった系だとちょっとわかりづらいので先ほど説明されたものを等追記いただけますでしょうか。
0:49:47	中国電力の松本です。了解しました。
0:49:53	規制庁ナカムラですはいよろしく願います。ほかに何か。
0:50:12	規制庁の中村です。先ほどの7ページのイワサキってところですけども、
0:50:19	通信連絡設備発電所内の一部はっていうのが一部っていうのが2が補足説明とかで名指しされているページがあれば教えていただきたいんですけどよろしいですか。
0:50:38	中国電力の松本です。少々お待ちください。
0:51:05	中国電力の松本です。
0:51:09	設置許可ですと12条の中で整理をしております通信連絡設備の中ではこの資料の中では、整理はしてございません。以上です。
0:51:22	中国電力の清水です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:26	緊対所に設置する無線通信連絡設備固定型と衛星電話設備の固定型へ統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、
0:51:39	あとSPDS。
0:51:41	データ伝送設備ですね、この辺りがわかるように、
0:51:47	記載を検討したいと思います。以上です。
0:51:53	規制庁ナカムラはいよろしく申し上げます。
0:52:00	ほかに何かあります。
0:52:24	はい。
0:52:28	すみません、規制庁閉じたです。
0:52:32	比較表の 12 ページをお願いします。
0:52:36	その中のですね、別途 3 点に通信連絡設備の設備の相違箇所なんですけれども、
0:52:44	備考欄として、
0:52:46	電力保安通信用電話設備と局線加入
0:52:51	は設備っていうのを記載してあるんですけども島根 2 号機の変更箇所は見てみると衛星電話設備も記載があるんですけども、これっていうのは記載なくていいですか。
0:53:03	よろしく申し上げます。
0:53:15	中国電力の松本でございます。こちらですね、
0:53:21	そういう理由なの番号で言いますと三番を記載しなければいけないので、こちら追記いたします。以上です。
0:53:56	中国電力の松本です。さっき、
0:54:00	ただいま回答をいたしました。音声届いておりましたでしょうか。
0:54:06	規制庁日立少々お待ちください。
0:54:51	規制庁フジタです。すみません。ちょっと先ほどの御説明なんですけれども、一考欄の記載が
0:55:02	設備の相違の会社ですね、
0:55:06	この記載のところ②と③の相違に当たるっていう理解でよろしいですか。
0:55:22	中国電力の松本です。一つ目の設備の相違で記載している内容は②の層の内容、
0:55:32	構造材ますので、まずは礼儀のそようになります。続いて、衛星電話設備のところは、③の相違となりますので、丸井に③の相違ということで、
0:55:48	そういう置きたいと思います。以上です。
0:55:53	規制庁フジタ結成了解いたしました。
0:56:12	規制庁の中村です。先ほどフジタの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:16	やつで、
0:56:17	ほかにも丸いとか③になってないんですがあれば、修正をお願いできればと思いますのでよろしくお願いします。
0:56:27	中国電力の松本です。再度確認いたします。
0:56:52	はい。
0:56:53	規制庁の中村です。同じく比較表の 2、22 ページの真ん中辺りのところなんですけど。
0:57:02	人河川のなんですけども先行の記載を見ると、若干書きぶりが、
0:57:10	違ってまして、河川がないっていうのは何の理由があれば教えていただければと思いますのでよろしくお願いします。
0:57:33	少々お待ちください。
0:58:02	中国電力の松本です。
0:58:05	先ほどの質問について確認をさせてください。ご質問された箇所というのは、安全たらメーター表示システムで始まる段落のことをおっしゃってますでしょうか。
0:58:18	規制庁ナカムラですと安全パラメータとして等のその下の 2 パラ目の表 3-4 から始まる。
0:58:29	ところの一番下、
0:58:31	ただ、3 行目辺り、
0:58:34	ね。
0:58:39	中国電力の松本です。了解しました。少々お待ちください。
0:59:20	中国電力の松本です。こちらの記載なんですけども、32 ページの安全パラメータ表示システム伝送パラメータちょっとこちらの表で各所見ましたけども、
0:59:38	これは内容にも思います。ただ、ちょっと改めて確認は必要と思いますので、先ほど御指摘の準備ページですね、再度確認をして中野波線河川沿いで必要であれば、
0:59:54	期待したいと思います。以上です。
0:59:58	規制庁の中村さん、よろしくお願いします。
1:00:00	これは何かありますか。
1:00:38	規制庁イワサキですと発足して説明して
1:00:43	ちょっと、
1:00:45	もう
1:00:46	一番最後のページの
1:00:51	通信設備の使用可能範囲のところなんですけど。
1:00:58	それと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:59	これは実際に交通はできるかどうか確認したところをこう何か多く、
1:01:07	通話可能範囲でグリップしているんですか。
1:01:12	それでも今期切ってその地域の企業としてこの範囲だったら通話できますよっていうのを、
1:01:20	書いてるだけなちょっと教えてください。
1:01:26	中国電力の松本です。シミズする機器の仕様が満足しておりますし、実際に繋がな確認を行った上で、この資料を作成しております。以上です。
1:02:14	はい、了解しましたすいませんありがとうございます。
1:02:23	中国電力の松本です。と先ほどの関東についてちょっとあそこをさせてください。
1:02:31	青で通学の範囲を実施してございますが、こちらが通報がその辺は通訳ができるってということで確認をして資料を作成しているということでございます。以上です。
1:02:57	規制庁イワサキです。はい、ありがとうございました。了解しました。
1:03:19	はい。
1:03:20	議長イワサキ月表の
1:03:26	26 ページのところとかですかね
1:03:34	交通通信連絡設備の台数の話で
1:03:41	御説明いただいた金 2 内訳を右側は許可から見直しましたというような発言があったように、
1:03:58	うん。
1:03:59	気がするんですが
1:04:05	ここで言ってるの内訳を見直したと言っていたところっていうのは、
1:04:14	とりあえず台数は台数は許可からは変わっていない。
1:04:20	いいですかね。まず一つはそれをちょっと
1:04:25	構成を説明して教えていただければと思います。
1:04:30	はい、中国電力の松本です。今お話ありました 26 ページですね、例えば*の 3-62 台記載ありますけども、こちらは設置許可から変えてはございません。その括弧書きの中で、
1:04:46	見直しております。以上です。
1:05:17	はい、わかりましたと。
1:05:21	令和の内訳を見直したのは、
1:05:30	許可から内訳を皆
1:05:32	落ちたってことですがその括弧
1:05:35	骨格中身内訳は、検討し直してこうなったってことですよ。それはなんか

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:43	うん。
1:05:44	なぜ見直したかというか
1:05:48	なんて言うんですかねその見直し。
1:05:52	をするに至った経緯というか、そういうのをちょっと御説明いただければと思うんですけど。
1:06:02	はい、中国電力の松本です。
1:06:05	沸騰最も等をこの
1:06:08	節比較表の資料で言いますと、括弧書きは記載しておりませんで、数そのものもさもう建築後から説明を記載して説明をしていたというところがございます。
1:06:20	補足説明資料の中の4。
1:06:26	方ですね、14ページ、15ページに記載しております各実行に必要な通信連絡設備の整備をこちらも、
1:06:36	設置許可の審査資料には記載しておりました。比べると、方面に展開をしていたというところもあるんですけども、見比べてAH
1:06:49	必要な個数に対しての量はもう診療が多かったというところもありましたので、設工認の段階で
1:06:59	その括弧書きのところですね、検討して記載をしたというところがございます。以上です。
1:07:37	休憩
1:07:41	規制庁イワサキ率わかりましたと。数は十分足りているので、ちょっと自主に寄せたという形ですかね。はい、承知いたしました。ありがとうございます。
1:08:03	規制庁ナカムラです程度先ほどの安く済む関連者のほかに設置許可で説明した方針からは何か変わった部分とかっていうのがありますでしょうか。
1:08:31	中国電力の松本です。先ほど説明しましたその個人の検討して、それ以外については、特に変更はございません。
1:08:44	失礼しました。説明、
1:08:47	SPDSのパラメーターの中で説明をしました。ドライウェルの水位ですね1mがコンマ9mだったという。そこは書いております。書いておりました説明していきます。以上です。
1:09:00	規制庁ナカムラ承知しましたが、今回ますか。
1:09:17	規制庁ナカムラです抵当等確認させていただきたいんですけども、説明資料の
1:09:27	4ページを
1:09:30	お願いしたいんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:40	この 3.1. 2 のところですでに保安通信用電話設備で固定電話機等、トピックスとファックスがあるんですけれども、
1:09:54	名称の 10 ページのところだとピッチの基地局もあって、基地局について説明書の中でちょっと見当たらなかったんですけど。
1:10:03	基地局についての記載は不要と考える。
1:10:07	という考えですかね。
1:10:17	中国電力の松本です。少々お待ちください。
1:10:39	中国電力の松本です。
1:10:42	説明書全般なんですけども、通信連絡設備の端末を中心に記載をしております、12 ページで記載しております。反転については記載が不要と考えております。以上です。
1:11:14	まとめる際少々お待ちください。
1:11:55	規制庁ナカムラです。23 ページの耐震性とかいうところについても、コア記載はありますか基地局については、
1:12:14	中国電力の松本です。23 ページの耐震性に本番 1 の表のついてですけども、こちらは
1:12:24	10、耐震性を確保した設備について説明をしておりますので、衛星電話設備、無線通信設備、有線式通信設備、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備について記載を、
1:12:41	しております電力保安通信用電話設備につきましては、耐震性がありませんのでこちらの表には記載はしてございません。以上です。
1:12:57	規制庁中身はい了解しました。ありがとうございます。
1:13:23	規制庁の中野でトップの説明書の 6 ページ
1:13:48	比較表の 12 ページの先ほどと保証指値ところなんですけど、この風船通信装置伝送路っていうのは、構成についてちょっと説明をいただけますか。
1:14:28	中国電力の松本です。質問について確認をさせていただきます。説明者の 6 ページ。
1:14:37	まずおっしゃいまして、続いて 10 ページも無線の伝送炉ということでおっしゃったと理解しておりますけども、その比較表 14 ページの伝送路っていうところは、具体的にどちらを
1:14:53	えっとおっしゃってるか教えていただけますでしょうか。
1:15:05	規制庁ナカムラですとするナイトウ 12 ページの中程による耐震性のある無線通信装置か公田ソウルで構成するバック伝送ラインにより、
1:15:15	データを収集できる設計とするっていうふうに記載がありましてね、それが例えば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:27	比較表の
1:15:29	23 ページ。
1:15:32	ほかにある
1:15:34	コーセーのどこにあたるのかなとおそらく無線通信設備にあたるのかなという ことは思ったんですけども、この辺の詳しいことかわからなくてですね、この バックアップラインっていうのを構成経過を以前通信装置構成を教えていただ ければなと思ひまして、
1:15:54	中国電力の
1:15:56	中国電力のマツモトですと比較表でした時のサイズがちっちゃいので、説明書 で説明いたします。15 ページをご覧ください。
1:16:12	この
1:16:16	概略構成図ですけども、島根原子力発電所の中に左側廃棄物処理建物、原 子炉建物がございまして廃棄物処理建物側にSPDSデータ収集サーバがあり まして、こちらにパラメーターが集まって、
1:16:33	通常ですと、そこから右側に光ファイバー通信伝送装置口頭で一旦報告が入 れて有線系で緊急図で言いました右側の
1:16:48	緊急時対策所の中にある光ファイバ通信伝送装置を遠くでSPDS伝送サーバ にいく流れとなっております。こちらが、ただこちらの有線系がですね、耐震性 を確保できておりませんので、
1:17:05	伝送ができなくなった場合には、さっきその左側にあるSPDSデータ収集サー バ、こちらから上方向に向かっていきまして、原子炉建物の経営屋上にありま す。判定な応答で無線系で、
1:17:22	と緊急時対策所にデータを伝送するっていう、形になっております。この無線 のところバックアップラインということで示しております。SPDSのパラ メタの一覧の中にバックアップパラメタという
1:17:38	列ございますけども、それもここさこの無線を指してございます。以上です。
1:17:50	規制庁中野S波承知しました。説明書の中だと前通信装置過去伝送炉って書 いてあるんで
1:18:02	15 ページのハザード無線通信装置っていうふうに書いてあるんですけど、こ れって、
1:18:06	どちらが正しいか。
1:18:09	そういうところあるんでしょうか。
1:18:28	しばらくお待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:18	中国電力の松本です。さっき質問についてちょっと確認をさせてください。当比較表の 10 ページ、時硝酸が始まる段落ですけれども、そちらの下から 2 段目に無線通信装置か補填相互と記載がございます。
1:19:37	一方で説明書の業務手順を図、この中身、
1:19:44	図面右上から左の辺りといったらいいと思うんですが、班となっていない無線通信装置がございます。こちら記載がちょっと多少違う、違いますけども、どちらが正解ですかというご質問でやったでしょうか。
1:20:02	規制庁ナカムラです。そうですねあの同じものならの名称を統一していただければちょっと資料がわかりやすくなるので、お願いしたいなと思って質問です。
1:20:22	中国電力の松本です。比較表の説明はですね本店も含めて、電炉って言ったらいいか、ちょっと言葉がありますけども、無線通信装置だっていうのよ。
1:20:38	ているわけではないというふうに記載しておりますので、
1:20:45	名前の記載になろうかと考えております。以上です。
1:20:59	規制庁の可能性との
1:21:02	表の 12 ページにある無線通信装置か補填するっていうのは、15 ページで、
1:21:10	いうところの
1:21:20	SPDSデータ収集サーバから、
1:21:23	無線通信ポストで発信案件までを指しているという理解でよろしいですか。
1:21:35	中国電力の松本です。AtSPDSデータ収集サーバを出てから無線通信装置アンテナを通り、と緊急時対策所からのアンテナで受けてSPDS伝送が電送サーバーのファイル。
1:21:51	これまでをさせていただきます。
1:21:56	そうですね。失礼しました。
1:22:01	もう一度説明します。SPDSデータ収集サーバ出ません通信装置を通して、安全神話アンテナから無線で信号を送り、受信アンテナでその信号を受けて無線通信装置を受けるところ。
1:22:19	までが
1:22:22	伝送どうして考えてございます。以上です。
1:22:54	規制庁ナカムラです承知しましてありがとうございます。
1:23:31	規制庁のナカムラ図先生と 15 ページなんですけど、
1:23:35	伊藤。
1:23:37	SPDS等の日浜松市風致な同じ仕様のものと思ってよろしいですか。
1:23:57	中国電力の松本です。少々お待ちください。
1:24:30	中国電力の松本です。先ほどの質問、確認をさせてください。
1:24:38	おっしゃった光ファイバ通信伝送装置ですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:44	SPDSデータ伝送あSPDS伝送サーバから防護措置をとって光ファイバ通信
1:24:54	伝送装置のところの
1:24:57	設備、それから、当資料に見ますと左側にあるSPDSデータ収集サーバから次の流れにある光ファイバ通信伝送装置、これらの違いがあるかないかという質問でよろしかったでしょうか。
1:25:17	はいその通りです。
1:25:22	中国電力の松本です。
1:25:25	記載としましては光ファイバ通信伝送装置と書いておりますが、構成する設備は若干異なっております、なので全く一緒かという質問に対しては、中身は異なりますという回答になります。以上です。
1:26:06	規制庁ナカムラです。その補足説明資料の例えば 12 ページとか 13 ページに、本来家必要かっていうと、蒲池ですけどそこは違うという認識をしていいですか。
1:26:55	中国電力の松本です。補足説明資料 12 ページ 13 ページの記載は発電所から発電所外に当然、
1:27:05	通信連絡する場合の業務を示してありますので、先ほどおっしゃいました省内でなんかもう
1:27:17	容量っていうところでも記載はございません。以上です。
1:28:07	規制庁の中村さん承知しました。
1:28:11	少々お待ちください。
1:28:46	規制庁中村です。比較表の 5 ページから
1:28:53	守っていく。
1:28:57	7 ページから 8 ページにかけてなんですけど。
1:29:00	5 ページのほうで通信連絡設備の各発電所内っていうのは 3.1 であって、
1:29:08	にその中に
1:29:10	所内通信連絡設備では電力保安通信用電話設備っていうのは、まず、説明何があるかっていうのがあった上で、
1:29:21	3.118 ページからそれぞれの設備の説明になってるんですけども、3.1 にある所内通信連絡設備等 3.11 で買取つけてる。
1:29:36	所外通信連絡設備って括弧警報装置を含むっていうふうに記載があって、3 ページの文中と表記が違うんですけども、何か理由はあるんでしょうか。
1:30:17	中国電力の松本です。先ほどご質問ありました。5 ページの 3.12 段落目、
1:30:27	のところの所内通信連絡設備それから。
1:30:31	8 ページ目の冒頭 3.1. 1 所内通信連絡設備過去警報装置を含むの違いですけども、ものとしては一緒なんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:44	えっと横並びを見ながら、記載を少し変えたっていうところでございます。
1:30:52	以上です。
1:31:25	中国電力の松本です。
1:31:28	先ほどの説明、訂正いたしますと5ページの記載ですねえとか(9)えっと記載していたほうが適切
1:31:38	を考えます。改めて確認をして記載本適切な記載に見直しいたします。以上です。
1:31:50	規制庁の中の勝利しました。おそらく5ページの警報装置として所内都市のFP及び多様性確保したっていうのが、
1:32:00	こうした通信連絡設備各発電所内ちゅうの中のしょうがないとしなくてそのままだと思うんですけど、その取得した上で各設備の名称入れときは警報装置含む新しいかなと思いますので、ちょっとここに限らず滞納ぶれが、
1:32:16	何かどうか確認代で保守性いただければと思いますよろしく申し上げます。
1:32:21	中国電力の松本です。承知しました。
1:32:39	続いてすいません。説明書の19ページなんですけれども、
1:32:48	この19ページの主要設備資産独自の3で以浅通信設備が入ってると思うんですけども、ここで有線通信と有線式継ぎ手と言って中継コードがないと使えないと認識してまして。
1:33:06	そ中計行動の台数の記載は、
1:33:10	不要なのかなっていうのはちょっと気になってたんで教えていただけますか。
1:33:16	中国電力の松本です。申し訳ございませんが、今音声途切れてしましまして、その頭の一言ぐらいしか聞こえていなかったのもので申し訳ないんですけど、もう一度説明いただけないでしょうか。よろしく申し上げます。
1:33:32	規制庁中村です。
1:33:35	説明書の
1:33:37	19ページの主要設備一覧の中で有線式通信設備っていうのはあると思うんですけども、
1:33:46	その中で有線通信執行有線式通信機器の台数が来されるんですけど、公共の先ほど説明あったように有線式通信機器等中計コードがないとの接続はできないかなと思ってまして、その中計コードの台数、
1:34:03	は、即説明には確かにこちらになくて、そのない理由というのは、教えていただければと。
1:34:20	中国電力の松本です。おっしゃいました通り中計行動があります補足説明資料のみ記載をしておりますので、記載のについて検討いたします。以上です。
1:34:35	承知しましたよろしく申し上げます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:49	規制庁ながらそこに何かあります。
1:35:01	規制庁の一つなんですけど、補足の
1:35:10	5 ページ、3 ページと 5 ページなるんですけれど、発電所内外の通信連絡設備の一覧で、
1:35:20	発電所内のやつで、5-2 と 5-4 なんですけど。
1:35:26	5 ページですと重大事故等対処設備でどう差って書いてあって、ヒダ伊藤の
1:35:34	中国電力の松本です。音声途切れておりましたので、申し訳ございません。露頭
1:35:41	全く聞こえておりませんでした。改めて説明をお願いいたします。
1:35:46	規制庁の中村です。補足説明の
1:35:51	3 ページと、
1:35:53	5 ページなんですけど。
1:35:57	今音声聞こえますか。
1:36:00	中国電力マツモトです。反省事項です。はい。中で発生に所内の通信の不正が発電所内の一覧の方があって、5 ページをちょっと見ていただくと重大事故等対処設備で同左って書いてあって、
1:36:18	3 ページのほうですと、
1:36:22	同じ内容が記載されているんですけれども、
1:36:27	これは何か違いがあるのでしょうか。
1:36:32	※
1:36:38	中国電力の松本でございます。
1:36:59	ナカムラです。音声聞こえますか。
1:37:08	中国電力の松本でございますが、私、先ほど、
1:37:15	音声と同等でおりましたでしょうか。そしたら先ほどの冒頭しか聞こえてこれなくてですねちょっともう一度御説明いただければと思いますすみませんよろしくお願ひします。
1:37:28	中国電力のマツモトです承知しました。先ほど御質問を受けました 3 ページ 5 ページといった大きさが統一されていないということにつきまして、記載本部を検討いたします。以上です。
1:37:47	はい、よろしくお願ひします。
1:37:50	ほかあります。
1:37:53	先般、
1:38:04	規制庁ナカムラですので音声聞こえますかちょっと詰めこちら
1:38:08	の音声途切れ途切れになっているかもしれないんですけど。
1:38:12	今中国電力さんの音声が入ってない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:22	このマツモトです。
1:38:53	たとえておりませんが、何かとおっしゃってますでしょうか。
1:38:58	規制庁中身はいや、こちらから何もしゃべっておりませんが、ちょっと今、多分お互いに音声が届きにくい状態になっている状況ですが、音声いかがでしょうか。
1:39:12	中国電力の松本さんが良好でございます。
1:39:20	規制庁ナガマツそれではこちらからは以上になりますけれども中国電力の方から何かありますでしょうか。
1:39:30	中国電力の松本です。特にございません。
1:39:37	規制庁の中ではないと最後にコメントの確認だけお願いできますか。
1:39:55	照射ください。
1:41:36	規制庁中村です。すいません。おそらくこちらの回線の問題で1回接続が途切れましては議論しましたが、音声等行っておりますでしょうか。
1:41:48	中国電力のヒダです。音声届いております。
1:42:00	中国電力のヒダです。
1:42:04	をいただいて、
1:42:05	中国電力のヒダです。
1:42:08	なるほど。
1:42:11	。
1:42:17	中国電力のヒダです。
1:42:24	規制庁の広田のほうで聞こえております。
1:42:29	はい。中国電力のヒダです。
1:42:33	音声途切れしたら、そちらまでこちらコメントのほう、
1:42:41	できましたでしょうか。
1:42:43	最初から温室を読み上げて動くか読み上げたほうがよろしいでしょうか。
1:42:49	すいません1個聞きとめてなかったもので、よろしく願いできますか。
1:42:55	中国電力のヒダです。コメント向こう読み上げましたが聞き取れていないようでしたら了解しました。こちら
1:43:06	最初から読み上げさせていただきます。まず比較表、ページ73号機申請の理由について追加説明すること。
1:43:15	続きまして、1同じく比較表ページなんだ、緊待所こちらた条文で詰める課長等の設備について、追加説明すること。
1:43:26	続きまして、比較表12ページ及び全ページに関してですが、そういう理由について、②、③が該当する箇所を整理し説明すること。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:38	続きまして、比較表、ページ 12 ページになります。表 3-4 からの記載の採用確認し説明すること。
1:43:48	続きまして、比較表、ページ以後、
1:43:52	ページ 8 ページの警報装置を含む等の記載を統一し説明すること。
1:44:00	続きまして本文 19 ページ集計コードの気体有無について検討すること。
1:44:08	続きまして、補足説明資料ページ 3 ページ後表記票記載方法について、統一を検討すること。
1:44:19	以上となります。
1:44:27	規制庁ナカムラですはいありがとうございますと三つ目の②③の違いについてはだめなくて全体でもし同じようなものがあれば、同じく修正をお願いしたいという趣旨ですので、そこがわかるように記載いただければと思いますよろしくお願いします。
1:44:50	中国電力のヒダですとした者。
1:44:55	はい。それでは声でヒアリング終了させていただきたいと思いますので、はい、ありがとうございました。当然でしょう。
1:45:06	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。